

一般 [素養重視方式]

小 論 文

受験上の注意事項

1. 監督者の指示があるまで、この問題用紙を開くことはできません。
2. 試験場においては、すべて監督者の指示に従ってください。
3. 問題は 23 ページまであります。
4. 試験時間は 90 分 です。
試験開始から終了までの間、試験教室からの途中退出はできません。
5. 机の上には受験票、筆記用具、時計（計時機能のみのもの）以外のものは置かないでください。
6. 時計のアラームは解除し、また、携帯電話、PHS等は必ず電源を切ってかばんにしまってください。
7. 不正行為を行った者は試験を無効とします。

小論文

問題

次の資料は、財政制度等審議会が財務大臣に提出した「平成 20 年度予算編成の基本的考え方について」の 1 部分である。この資料を読み以下の設問に答えなさい。

- (1) 日本財政の根本的な問題点を指摘しなさい。
- (2) 外国の財政運営と比較して、日本はどのような運営をすべきであると述べているか。
- (3) 社会保障関係費の予算について重要な 3 点について、それぞれを詳しく述べなさい。

以 上

はじめに

グローバル化が進む中で、人口の高齢化に対応した持続可能な経済・財政運営が、我が国はもとより諸外国においても重要な政策課題となりつつある。そうした中で、特に我が国は他国に例を見ない急速な高齢化に直面しているにも関わらず、一方で膨大な債務を抱え財政の持続可能性に不安を有しており、安定的な経済成長と持続可能な財政構造の実現に向けて、大胆な財政改革の断行に待たなしで取り組む必要がある。

また、こうした深刻な財政状態が続く中で、公と私のけじめを欠いた財政への依存意識を背景に、談合事件を始めとする様々な問題が生じていることは、極めて遺憾である。財政規律の弛緩・欠如を放置することなく、将来の世代への責任を果たし得る国家財政の運営がなされなければならない。

こうした認識の下、当審議会は、我が国財政運営のあり方と、歳出改革の基本的考え方についての審議結果をとりまとめた。本建議を踏まえ、今後の歳出・歳入一体改革、さらに平成20年度予算編成に向けて、活発な議論が行われることを期待する。

I 財政運営のあり方

1. 我が国の財政運営のあり方

(1) 我が国における財政健全化の必要性

世界経済が順調に拡大する中で、我が国においても息の長い景気回復が続いている。そうした中で平成19年度予算においては税収の大幅な伸びが見込まれ、一方で歳出の抑制努力を徹底して行うことによって、新規国債発行額は前年度と比較して4.5兆円減額され、財政の健全化に一定の進展が見られている。

しかしながら、それでもなお新規国債発行額は25兆円を超え、依然として歳出の3割以上を国債発行に依存し、さらにそのうちの8割が赤字国債によって賄われ、債務の累増に歯止めがかからない状態にある。すでに「バブル経済」の時期から約20年、1997年の金融危機からも約10年が経過し、我が国経済は、バブル崩壊や金融危機への対応に追われる異常な局面から脱却し、正常な状態を回復してきた。一方で、財政面では、景気の拡大が続き、税収が大幅に増加する中においても、なお大幅な財政赤字が生じ、大きな負担を将来世代に先送りする異常な状態が続いているのである。

2005年に我が国の人口は減少に転じ、いわゆる「団塊の世代」の退職がいよいよ始まるなど、高齢化による経済・社会への影響は様々なかたちで現実化し、財政面では、社会保障のための支出の増加が本格化しつつある。そうした中で、国債だけで対GDP比105%、国と地方合わせて対GDP比148%もの膨大な過去の債務が存在することは、

我が国の経済・財政運営が将来にわたって持続可能であることへの信認を損ないかねない大きなリスクとなる。

幸いにも、現在のところ、膨大な債務の存在による国民生活への影響は顕在化していないが、高齢化が進む中で、今後とも我が国が安定的な経済成長を続けていくためには、経済の生産性向上のために資金が向かうとともに、国債の信認が維持されることが極めて重要である。また、「平成19年度予算の編成等に関する建議」(平成18年11月22日、以下「11月建議」)においても指摘したように、国民全体の「受益」が「負担」を上回る「中福祉一低負担」とも言うべきアンバランスな状態は、将来世代への負担の先送りを止めるために、速やかに是正する必要がある。こうした状況を踏まえれば、我が国において、今後とも安定的な経済・社会の発展を実現するために、財政健全化に向けた取り組みの歩みを、いささかでも緩めるようなことがあってはならない。

(2) 諸外国における取り組み〔資料 I—1、2参照〕

人口の高齢化は、主要先進国において共通の課題である。将来において、社会保障のための支出が急増し、財政が維持できなくなるリスクに対しては、各国とも警戒感を強めている。そのため、21世紀に入ってから、多くの主要先進国において、将来の人口の見通しを踏まえた長期にわたる財政の推計が行われている¹。

例えば、米国では、2012年までの財政収支均衡が財政健全化の目標とされているが、2050年～2080年まで見通した長期の財政推計において、2010年代以降、ベビーブーム世代の退職が進むことによ

¹ 諸外国における長期財政推計の取り組みについては、下記の HP を参照。
<http://www.mof.go.jp/singikai/zaiseseido/siryou/zaiseib190516/01.pdf>

って、医療費を中心に大きな歳出増加圧力が生じることが示されている。これを踏まえ、FRB(連邦準備制度理事会)のバーナンキ議長は、連邦政府の財政の現状を「嵐の前の静けさ」に喩え、早期に意義のある行動をとるよう警告している。

また、英国では、毎年度の予算編成に当たって、財政の長期的な持続可能性の検証が義務付けられており、今後30年～50年間の長期の財政推計が、財政の規律を保つ上で一定の役割を果たしている。

さらに、EUにおいては、加盟25ヶ国それぞれについて、人口高齢化による歳出増を踏まえた上で2050年までの財政推計を行い、債務残高が安定的に推移するためにどの程度の収支改善が必要であるかを、定量的な「安定化ギャップ」の値として示している。また、今後5年間現状を放置して財政健全化努力を先送った場合に、将来において追加的に必要となる「先送りのコスト」を定量的に示し、将来に向けて、早め早めに対応することが、将来の国民の負担を軽減することに直結する旨を明らかにしている。

EU諸国においては、こうした分析を踏まえ、長期にわたり債務残高の対GDP比を安定的に推移させることを念頭に置きつつ、基本的に財政収支の均衡を財政健全化の中期的な目標として設定し、その実現を目指す財政運営が行われている。

これらの取組みは、「将来世代に負担を先送りしない」というだけにとどまらず、将来世代において生じることとなる負担を見極め、それを先取りした対応を現時点で行おうとするものであり、人口の高齢化に対応した経済・財政運営のあり方を考える上で、多くの示唆を含むものと言える。

(3) 我が国の財政健全化に向けた基本的考え方〔資料Ⅰ―3参照〕

我が国においては、2010年代に入り、人口の構造が大きく転換する局面に差し掛かり、いわゆる「団塊の世代」が基礎年金の受給年齢を迎え、さらに2020年代にかけて、一人当たりの医療・介護のための費用が急増する70歳を上回る年齢となる。

当面の財政健全化の目標としては、まずは2011年度のプライマリー・バランスの黒字化が掲げられているが、その後もさらに高齢化が進展することを踏まえれば、この目標を2011年度に実現しても、それ以降にさらに社会保障のための歳出が増加し、再び収支が悪化しかねない。

また、財政健全化に向けては、債務残高をGDP比で安定的に引き下げていかなければならないが、そのためには、単にプライマリー・バランスを均衡させるだけでなく、さらに改善させる努力を続けていくことが必要となる。

本年1月に閣議決定された「日本経済の進路と戦略」（平成19年1月25日閣議決定、以下「進路と戦略」）においては、財政健全化の目標として、2011年度には国・地方のプライマリー・バランスを確実に黒字化させ、国のプライマリー・バランスについてもできる限り均衡を回復させることを目指すこととされ、さらに2010年代半ばにかけては、収支改善努力を継続し、国・地方それぞれの債務残高GDP比の発散を止め、安定的に引き下げることを目指すこととされている。

こうした目標の実現に向けて、「進路と戦略」においては、今後5年間で、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定、以下「基本方針2006」）で示された歳出改革の内容を計画的に実施することとされ、また今後の予算編成に当たっては、

景気を支えるために政府が需要を積み増す政策はとらず、税の自然増収は安易な歳出等に振り向けないで将来の国民負担の軽減に向け、新たに必要な歳出を行う際は、原則として他の経費の削減で対応する等の考え方が示されている。さらに、それでも対応しきれない社会保障や少子化などに伴う負担増に対する安定的な財源を確保し、将来世代への負担の先送りを行わないようにするとの考え方が示されている。

安倍総理の施政方針演説(平成19年1月26日)では、これらを踏まえた上で、「本年秋以降、本格的な議論を行い、19年度を目途に、社会保障給付や少子化対策に要する費用の見通しなどを踏まえつつ、その費用をあらゆる世代が広く公平に分かち合う観点から、消費税を含む税体系の抜本的改革を実現させるべく、取り組んでまいります。」とされている。

今後、歳出・歳入一体改革を進めていくに当たっては、高齢化の進展に真正面から向き合い、「進路と戦略」に示された予算編成の原則を踏まえつつ、政府の掲げる財政健全化の目標を、確実に実現していくための道筋を明らかにすることが望まれる。その際には、諸外国における財政の長期推計の取組みも参考にしつつ、高齢化の進展を踏まえた中長期的な観点からの財政のあるべき姿を念頭に置く必要があり、さらに、早期の対応が将来的な国民の負担を小さくすることにも十分に留意しなければならない。

2. 歳出改革に向けた基本的考え方

(1) 歳出改革に向けた基本的考え方

「基本方針2006」においては、今後の各分野における中期的な歳出改革の取組みとして、国・地方合わせて、今後5年間の現行制度の下で見込まれる歳出の伸び等を踏まえた自然体の歳出の姿から14.3～11.4兆円の削減を行うことが決定された〔資料Ⅰ―4〕。平成19年度予算においては、この計画に沿って、徹底した歳出削減が行われたところである。

さらに、特別会計改革については、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号、以下「行政改革推進法」）の内容を実施に移すため、本年3月に「特別会計に関する法律」（平成19年法律第23号）が制定され、これらにおいて、特別会計の統廃合や事務及び事業の見直し、歳出の効率化・合理化や明確な必要性のない剰余金等の財政健全化への活用等の方針が定められている。

こうした考え方を踏まえ、今後の歳出・歳入一体改革を進めていくに当たっては、歳出改革を引き続き計画的に実施していく必要があり、平成20年度予算においても、最大限の歳出削減に向けた努力を徹底して行っていく必要がある。

(2) 公務員人件費

極めて深刻な財政事情の下、公務員人件費の改革を推進していくことが不可欠である。

「11月建議」でも述べた通り、国家公務員の給与については、民間賃金の地域差をより公務員給与に反映させることを始めとする給与構造の抜本的改革が、2006年度から2010年度までに段階的に実施されるとともに、昨年8月の人事院勧告から、比較対象企業規模の100人から50人への見直し等の官民給与の比較方法の見直しが行われている。また、国家公務員の定員については、行政機関において、5年間で▲5.7%以上の純減目標の達成に向けて、平成19年度予算で前年度を大幅に上回る▲2,129人の純減が確保されたところである。平成20年度においても、公務員人件費の抑制について、これまでの改革を緩めることなく、予算編成を行っていく必要がある。

地方公務員については、後述の通り、地方財政計画上の給与関係経費を厳しく抑制していくことに加え、実際に各団体が支給する給与水準を含めて、今後更なる改革を進める必要がある。

(3) 独立行政法人向け財政支出の抑制

独立行政法人については、これまで国の研究所や特殊法人等の独立行政法人化が進められた結果、法人数は101となり(2007年4月現在)、国からの財政支出は約3.5兆円となっている(平成19年度予算)。

独立行政法人制度は、中期目標期間の終了時に各法人の組織・業務をゼロベースで見直す仕組みであり、平成19年度予算では、国の歳出の縮減を図る見地から、対象法人が徹底して見直され、これに対する財政支出も一段と厳しく削減された。平成20年度予算においても、官と民の役割分担、業務運営の一層の効率化、運営費交付金等への依存度の縮減等のあらゆる観点から組織・業務の全般にわたる徹底し

た見直しを行い、独立行政法人に対する財政支出を厳しく抑制すべきであり、法人の整理合理化に当たっても、事務・事業の廃止・縮小など支出抑制にも資する取組みがなされるべきである。

(4) PDCAサイクルの機能強化

限られた財政資金の効率的・効果的活用のためには、「Plan(予算編成)－Do(予算の執行)－Check(評価・検証)－Action(予算への反映)」のサイクルに従って、予算がどのように執行され、どのような成果が得られたのかを検証し、その後の予算編成に活用することが重要である。このような取組みは、財政の透明性及び説明責任の向上にもつながるものと考えられる。

こうした観点から、予算編成に当たっては、財務省が行う予算執行調査の結果を的確に反映するとともに、決算、会計検査院の決算検査報告、各府省の行う政策評価等を積極的に反映・活用し、予算の質の向上・効率化を図るべきである。

さらに、予算書、決算書について、財政の透明性の向上を図るとともに、PDCAサイクルをより機能させ、予算の一層の効率化を図る観点から、その表示科目と政策評価における政策とを原則として対応させることにより、予算・決算と政策評価の連携強化をさらに進める方向で見直しを行い、平成20年度予算から実施すべきである。

また、成果を検証するために、政策評価に当たって、政策の目的を明確に記述し、可能な限り定量的で、政策のもたらす価値を測定できる目標を設定するなど、政策評価の質の向上を図る必要がある。

(5) 公会計情報の一層の充実・活用

企業会計の考え方を活用した財務書類については、「国の財務書類」の作成・公表等により体系の整備がなされたが、さらにこうした財務書類が十分に活用され、その本来の機能が果たされるようにしていくことが重要であり、当審議会が取りまとめた「公会計整備の一層の推進に向けて～中間取りまとめ～」(平成18年6月14日)における提言に沿って、財政の効率化・適正化に向けた財務情報の活用の促進等に向けて引き続き取り組むべきである〔資料Ⅰ－5参照〕。

Ⅱ 各分野における歳出改革への取組み

1. 社会保障

(1) 総論

ア. 社会保障給付と負担のバランスの確保

高齢化の進展等に伴い、社会保障給付は、医療・介護を中心に、引き続き経済の伸びを上回って増大する見込みであり、そのための保険料・税負担も同様に大きく増大していくことが見込まれている。

今や、「団塊の世代」が高齢者となり給付の増加に拍車をかける時期が、目睫の間に迫っている。このまま社会保障給付の伸びを放置すれば、社会保障制度自体の維持が困難になると考えられる状況であり、給付と負担について不断の見直しを行い、制度自体を持続可能なものとしていくことが重要である。

その際、給付と負担の具体的な水準については、国民的な議論の中で選択していく必要があるが、いずれにしても、両者は表裏一体であることを示しつつ、できる限り早期に給付と負担のバランスを確保する必要がある。

イ. 社会保障と財政

社会保障関係費は、国の一般歳出の半分に近づきつつあり、我が国の財政で、近年の最大の歳出増加要因である。

前述の諸外国における長期の財政推計の取組みにおいても、各国とも高齢化等により伸びていく社会保障関係の支出に強い関心が

払われており、長期的な財政の持続可能性を大きく左右するものとなっている。

こうした構図は、我が国においても例外ではなく、財政全体の持続可能性の確保に向けて、社会保障関係費の抑制努力は不可避である。

特に、財政赤字が多額に上る現状において、給付のために必要な公費負担が現世代が負担する税財源で十分に賄われていないことは、重く受け止める必要がある。「11月建議」における試算で示されたように、将来世代の負担増をできる限り抑制し、また、世代間の公平を確保する観点からは、給付の抑制に加え、現世代の負担の先送りを早急に止めることが重要である。

ウ. 改革の視点

以上のように、社会保障制度自体及びそれを支える財政の双方の持続可能性を確保する観点から、制度の聖域なき不断の見直しを行う必要があるが、その際には、これまでも当審議会で提起してきたように、

- ・ 将来の国民負担の上昇を極力抑えていくために、医療・介護等のサービスコストを抑制
- ・ 公的分野が関わるべき内容・範囲を、個人で対応することが困難なものなど真に必要なものに重点化
- ・ 高齢者を一律に弱者と捉えるのではなく、年齢を問わず負担能力に応じて公平に負担をしていく仕組みに見直し

といった視点からの精査が重要である。

エ. 当面の課題

「基本方針2006」においては、「過去5年間の改革(国の一般会計予算ベースで▲1.1兆円(国・地方合わせて▲1.6兆円に相当)の伸びの抑制)を踏まえ、今後5年間においても改革努力を継続する」とされたところである。

この過去5年間の国費削減▲1.1兆円は制度改革により実現されており、「基本方針2006」に示された今後の国費削減についても、制度改革により確実に達成する必要がある。平成20年度においても、「基本方針2006」に示された方針に沿って、医療等を中心に、給付の伸びを抑制する必要がある。

また、今秋以降に行われる税制改革の本格的・具体的な議論において、今後とも増加する社会保障給付等について、基礎年金国庫負担割合の引上げのための財源も含め、安定的な財源を確保し、将来世代への負担の先送りを行わないよう取り組む必要がある。

(2) 医療

ア. 医療給付費等の動向

医療については、2006年度の医療制度改革及び診療報酬改定により医療給付費の一定の抑制が図られる見通しであるが、今後、2008年度施行分の施策を含め、その着実な実施を図ることにより、給付抑制の見通しを達成していく必要がある。

しかしながら、それでもなお、今後更なる改革を行わなければ、医療給付費は2015年度までの9年間で1.3倍となり、特に高齢者医療給付費については1.5倍となる見込みであるなど、引き続き経済

の伸びを上回る増大が見込まれている。その結果、保険料・税負担といった国民負担も大幅に増大していくことになる。今後とも、「団塊の世代」の高齢化などを背景に現役世代の減少が続くことが見込まれている中で、現役世代の負担が過度なものとならないようにし、将来にわたり医療保険制度を持続可能なものとしていくためには、早急に更なる改革に取り組む必要がある。

また、財政面からみると、厳しい財政事情の下、2007年度の医療費国庫負担は8.4兆円に上り、社会保障関係費の約4割を占めている。今後、高齢化の進展に伴い、公費負担割合の高い高齢者医療給付費が増大することにより、公費負担の比重が高まっていくことが見込まれており、財政健全化の観点からも、医療に係る国庫負担の抑制が課題となっている。このため、医療給付費の伸びの抑制とともに、医療保険制度における国庫負担のあり方についても検討していく必要がある。

イ. 医療制度の現状と課題

我が国の医療制度の現状をみると、以下のような課題があり、今後の改革に当たっては、こうした現状と課題を踏まえつつ検討を進める必要がある。

① 医療のコスト構造

高齢者医療費は高齢化の進展(高齢者数の増加)により今後とも大幅な増大が見込まれているが、一人当たり医療費でも若人の約5倍となっており、諸外国の2~4倍に比べ高水準にある。さらに、都道府県別にみても最大で1.5倍の格差があることを踏まえれば、是正余地は大きいと考えられる。

また、諸外国と比較して、病床数が多く(諸外国の2~4倍)、入

院日数が長い(諸外国の3~6倍)、外来患者の受診回数が多い(諸外国の2~5倍)、高額医療機器数が多い(CTやMRIはOECD加盟国中最多)といったことに加え、引き続き医療機器に相当の内外価格差があるといった医療費水準の押上げ要因も多く存在しており、こうした点も是正していく必要がある。

② 医薬品のコスト構造

後発品の使用状況をみると、数量ベースで16.8%(2004年度)であり、米国・英国・ドイツの3分の1程度にとどまっている。先発品と後発品では成分や効能が同じでも1.5倍~3倍の価格差があり、先発品を使用すれば、その分、患者負担に加え、保険料・税負担も増加することになる。現在、保険給付されている「後発品のある先発品」は金額シェアで36%(2005年の調査)もあり、単純に機械的な試算をすれば、これにより国民の負担が全体で約1.3兆円(患者負担:約0.2兆円、保険料負担:約0.6兆円、公費負担:約0.4兆円)重くなっている。このように、薬剤費の削減余地は大きいと考えられ、後発品の使用促進のための方策をさまざまな観点から検討する必要がある。

さらに、薬局で自費購入できる一般用医薬品と成分が同じであるにもかかわらず保険適用されている医療用医薬品があるが、こうした市販類似薬まで保険財源で賄うことは適切かという問題がある。また、医療用医薬品の飲み残しの問題も指摘されている。

③ 医療のIT化

現在、レセプト・カルテの電子化等医療のIT化が進められているところであるが、これをコストの是正や国民負担の軽減に確実につなげる必要がある。具体的には、医療機関における事務の効率化、

保険者や審査支払機関における審査の効率化、医療の標準化等に向けたデータ整備などに結びつけていくことにより、費用を上回る効果を上げていく必要がある。

④ 医師確保への対応

特定の地域や診療科等におけるいわゆる医師不足問題については、その要因分析を行いつつ、的確に対応していく必要がある。

特に、例えば、病院勤務医が開業医に比べ厳しい勤務環境にあることや、小児科医不足の問題も専ら小児救急病院の勤務医の負担の問題であることなどを踏まえれば、医師不足を一律に論ずるのではなく、区々の状況に応じた対応を検討することが重要である。

その際、開業医が期待されている役割を担っているか再評価するとともに、病院における医師、看護師などの医療従事者等の役割分担の見直し等も行うことにより、コストの抑制を図りつつ、医師確保問題に対応していくことが必要である。

ウ. 今後の改革の方向性

上記の通り、我が国の医療給付費の動向や厳しい財政事情などを踏まえれば、医療給付の抑制は喫緊の課題であり、持続可能な医療保険制度の構築のためにも、財政健全化のためにも、制度改革に裏打ちされた確実な国民負担の削減を行っていく必要がある。

このため、今後、「基本方針2006」や医療制度が抱える課題を踏まえつつ、

- ・ 医療サービス提供コストの縮減・合理化を進める
- ・ 公的給付の範囲を真に必要なものに重点化を図る

・ 年齢を問わず負担能力に応じ公平に負担する等の改革に取り組み、保険料・税で負担する医療給付費の抑制等に取り組んでいく必要がある。

その際、まず、医療サービス提供コストの縮減・合理化に当たっては、厚生労働省において医療コストの効率化のためのプログラムが策定されたところであるが、給付の具体的な抑制につながるよう、より効率的・効果的な政策手段について引き続き検討を進め、必要に応じ、政策手段の見直しを行っていくことが重要である。

さらに、2008年度に創設される新たな後期高齢者医療制度における診療報酬体系については、長期入院や頻回受診などの高齢者医療の現状等を踏まえ、制度の持続可能性を確保する観点から、効率化を図っていく必要がある。

また、公的給付の範囲の重点化や負担能力に応じた公平な負担の確保については、当審議会としても、そのための具体的な方策について、これまでも様々な指摘を行っているところであり、引き続き聖域なく検討していく必要がある〔資料Ⅱ-1 参照〕。その際、諸外国の医療制度においても様々な取り組みが行われているところであり、我が国の財政状況が主要先進国中最悪の水準にあること、また、我が国においては、今後も、諸外国を上回る高齢化の進展が見込まれることも踏まえ、諸外国の医療制度の例も参考しながら検討を進めることが重要である〔資料Ⅱ-2参照〕。

(3) 生活保護

生活保護は、最後のセーフティネットとしての機能を有するものであるが、扶助基準や執行状況によっては、モラルハザードを生じかねず、

かえって被保護者の自立を阻害する一方、一般低所得世帯等の不公平感をもたらす懸念もあり、ひいては社会の健全な発展にも影響を及ぼしかねない。

また、今後とも社会保障制度の改革を継続していくに当たり、生活保護もその例外ではなく、「基本方針2006」においても、抜本的な改革の必要性が指摘されているところである。

当審議会としても、既に「11月建議」において、生活保護の改革に向けて、

- ・ 生活扶助基準の水準
- ・ 生活扶助基準の設定及び算定方法
- ・ 生活扶助基準の改定方式
- ・ 各種加算
- ・ 級地
- ・ 資産・能力の活用
- ・ 保護からの早期脱却の促進
- ・ 医療扶助の見直し

等の広範にわたる論点について、見直しの基本的な方向性に関する指摘を行ったところである〔資料Ⅱ―3参照〕。

こうした観点も踏まえ、平成19年度予算においては、生活保護について、

- ・ 居住用不動産を有する高齢者に対し、生活保護に優先してリバースモーゲージを適用
- ・ 母子加算について、就労支援策を講じつつ、3年間で段階的に廃止等の改革が実施されたところであるが、平成20年度予算においても、残された課題等について、引き続き改革に取り組んでいく必要がある。

(4) 介護

介護保険については、2000年の制度創設以来、高い給付費の伸びが続いており、これを支える保険料・税負担の水準も増大している。

2006年5月の厚生労働省試算によれば、介護給付費は、今後とも経済の伸びを大きく上回って増大し、2025年度までに、金額で約2.6倍、対国民所得比で約1.7倍に増加することが見込まれている。仮に、こうした給付の伸びを放置すれば、介護給付のための保険料・税負担を継続的かつ大幅に引き上げていかざるを得ない。

また、給付の状況を見ると、例えば、一人当たり給付費については、大きな地域格差が見られるところであるが、施設利用率の高い地域ほど高齢者一人当たり給付費が高くなる傾向にある。また、要介護認定率については、特に要介護2以下の軽度者について、大きく伸びているところであるが、軽度者ほど認定率の地域格差が大きくなっている。

こうした状況を踏まえれば、保険料や税負担といった国民の負担が過度に重いものにならないようにし、制度を持続可能なものとしていくためには、介護給付費の抑制に取り組むことは不可避であり、次期事業計画(2009年度～2011年度)に向けて、

- ・ サービス提供コストの縮減・合理化
 - ・ 利用者負担や公的保険給付の範囲の見直し
- 等の改革を進めていく必要がある。

また、要介護認定の適正化・厳格化や不正請求のチェック強化など公正で効率的な介護保険運営を確保するための改革や、地域社会に根ざした介護を一層推進していくための改革に取り組んでいく必要がある。なお、介護予防サービスについては、まずはその費用対効果を検証していくことが重要であり、その結果を踏まえ必要な対応を検討して

いくべきである。

(5) 年金

現在、年金記録が問題となり、国民の年金制度に対する不安感が改めて高まっている。年金制度は国民の信頼があつてこそ成り立つものであることから、今回の年金記録の問題への対応も含め、事業運営の効率化など、社会保険庁の改革に一層取り組んでいく必要がある。

年金制度については、平成16年に長期的な給付と負担の均衡を図る改正が行われたところである。その後、少子高齢化の更なる進展の中、出生率の見込みも昨年末に発表された新人口推計において下方修正され、年金財政への影響が懸念されたものの、近年の景気回復基調の経済動向も織り込むと、全体として年金財政は好転しているとの暫定試算が、本年2月に示されている。

今後、この暫定試算も参考資料として、法律の規定に基づく年金財政の検証を平成21年までに行うこととされているが、制度の安定性や公平性の観点から、引き続き不断の見直しについて議論を進めていく必要がある。

基礎年金国庫負担割合の2分の1への引上げについては、16年年金改正法附則において、平成19年度を目途に、所要の安定した財源を確保する税制の抜本的な改革を行った上で、平成21年度までに実施する旨規定されている。平成21年度における所要額は、約2.5兆円と見込まれており、今秋以降の税制改革の本格的な議論の中で、具体的な安定財源(税財源)の確保を図っていく必要がある。

(6) 少子化対策

我が国では、昨年末の新人口推計において、今後一層少子化・高齢化が進行し、本格的な人口減少社会になるとの見通しが示されており、少子化対策は喫緊の課題となっている。

諸外国においても少子化の進行がみられるが、最近出生率が回復してきている国の例として、フランスを見ると、現金給付に偏ることなく、多様な働き方への支援や仕事と子育ての両立支援を充実させる方向で家族政策を展開している。こうした施策は、国民の理解と負担に裏打ちされており、特に、企業が大きな役割と負担を担っていることに留意すべきである。

我が国において、今後、少子化対策について議論する際には、こうした事例も参考にすべきであり、結婚や子育てに関する社会全体の意識改革、仕事と子育ての両立が可能な働き方の見直し、地域・家族の果たすべき役割の見直しなど、国・地方・企業等が一体となった幅広い取り組みを進めていく必要がある。

また、財政支出を伴う施策については、子どもの世代に負担を先送りする形で拡充等を行うことは厳に慎まなければならない、具体的施策の検討に当たっては、限られた財政資金の効率的な使用を図る観点から、真に効果的なものに重点化すべきである。

(7) 雇用関係

雇用については、「11月建議」等における指摘を踏まえ、平成19年度予算において、雇用保険の国庫負担の大幅な削減や雇用保険3事業の見直しが行われたところであるが、今後とも、雇用保険財政や各事

業の内容を不断に精査し、所要の改革に取り組むべきである。

また、フリーターやニートの存在、雇用情勢における地域間の格差、非正規雇用の増加、ワーク・ライフ・バランスを求める声の高まり、高齢者や女性などが多様な働き方を実現できるような環境整備、障害者も自らの選択により社会の支え手として働けるような環境整備といった課題に対応する必要がある。これらの課題については、企業や地域の主体的な取組みが求められるとともに、雇用対策としては、多様な働き方や円滑な労働移動の実現による就業機会の確保等を図っていく必要がある。